

第1号書式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和 4年 10月 11日

国土交通省 自動車局安全政策課長 殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

[Redacted]

照会手続代理人 行政書士 高原伸彰

住所

[Redacted]

行政書士オフィスココカラザウルス

埼玉県坂戸市千代田 3-7-10 上村マンション A210

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

旅客自動車運送事業運輸規則第三十六条

第一項 「二 二月以内の期間を定めて使用される者」に該当するかどうか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社は、一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいる。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が小さくなり、今後観光バスの需要が回復する傾向にあるところ、現在、業界全体が慢性的な乗務員不足の状態に苦慮している。

そのような状況の中で、次の年末年始の観光需要に対応するため、北海道地区にある親密な同業者から、従業員を出向してもらおうと考えているが、先方も当社と同様に乗務員不足

であるため、年末から年始にかけては、一名の乗務員を一ヶ月から二ヶ月程度、出向させられるにとどまるとの返事があった。

今後、当該同業者とは、互いの運行（観光）需要に合わせて、乗務員を出向し合う形で、乗務員不足の状況を改善したいと考えているが、出向における一ヶ月から二か月をいう短期間の勤務が、旅客自動車運送事業運輸規則（以下、運輸規則）第三十六条に抵触しないか、判断できないでいる。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

今回の出向について、運輸規則第三十六条に抵触しない、と考えている。

当該規則の趣旨は、当該規則の解釈と運用第三十六条「運転手の選任」（1）にもあるとおり、「労働条件の安定を図ることにより、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、日雇い又はこれに類する不安定な労働条件の下に雇い入れられる者を旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任し及び乗務させてはならないこととしたもの」である。

当社に出向してくる乗務員は、北海道地区のバス会社の正社員であり、出向の期間も、賃金は出向元から通常通り支払われ、さらに、宿舎と食事が用意され、出張手当が追加で支払われるなど、労働者に不利益をもたらすような待遇ではない。また、当該出向元バス会社の就労規則には、本人の同意のもとで出向を命ずることのできる旨が明記されている。

当社で実際に乗務する前には、健康診断・適性診断（初任ないしは適齢）の受診、所定の初任運転者教育を行い、周辺環境にも十分慣れた状態で勤務させる予定である。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

延期を希望しない。

5. 連絡先

電話 080-5933-7711（タカハラ）

メール info@cocokara-ok.com